

奈良県告示第二百八十一号

昭和四十一年十月奈良県告示第三百五号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十八年十一月一日から施行する。

平成二十八年十月二十八日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二の二中「平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで」を「平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで」に改める。

第三の一中「陵線」を「稜線」に改める。

第三の二及び第四の二中「平成十八年十一月一日から平成二十八年十月三十一日まで」を「平成二十八年十一月一日から平成三十八年十月三十一日まで」に改める。